その他告示

○外務省告示第百二十九号

令和七年三月七日にコロンボで、債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する次の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

令和七年四月十日

外務大臣　岩屋　毅

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千二十四年六月二十六日にパリで開催されたスリランカ民主社会主義共和国政府の代表者と関係する債権国政府の代表者との間の協議において到達した結論（スリランカ民主社会主義共和国の債務再編に関する了解覚書（以下「了解覚書」という。）に基づき日本国政府の代表者とスリランカ民主社会主義共和国政府の代表者との間で行われた最近の交渉に言及する光栄を有します。本使は、更に、当該交渉において到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　債務繰延方式による債務救済措置が、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従ってとられることになる。

2(1)　繰り延べられる債務（以下「債務」という。）は、スリランカ民主社会主義共和国政府及びスリランカ空港公社（以下「ＡＡＳ」という。）がＪＩＣＡに対して負う次の債務であって、スリランカ民主社会主義共和国政府と海外経済協力基金、国際協力銀行又はＪＩＣＡとの間で及びＡＡＳとＪＩＣＡとの間で二千二十二年三月十八日前に締結された借款契約に基づいて支払われるべきもの（スリランカ民主社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間で二千二十二年三月十八日以降に締結され、及び支出された借款に基づく債務を除く。）から成る。

(a)　二千二十三年一月一日の時点で償還されていない元本（当該元本の内訳はこの書簡の付表に掲げられる。）

(b)　二千二十二年十二月三十一日以前に弁済期限が到来した未払の元本及び契約上の利子（以下「延滞分」という。）（当該延滞分の内訳はこの書簡の付表に掲げられる。）

(c)　延滞分及び未請求の契約上の利子に対する未払の遅延利子であって、二千二十二年十二月三十一日以前に生じたもの（当該遅延利子の内訳はこの書簡の付表に掲げられる。）

付表

債務の内訳	額				
	借款契約番号	元本	延滞分	延滞分及び契約上の利子に対する遅延利子	計
千九百九十三年六月二十五日に日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するスリランカ民主社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間の借款契約による債務	ＳＬ－Ｐ３２	二四〇、三〇二、〇〇〇円	一二四、七九八、三七四円	四、八五九、四四七円	三六九、九五九、八二一円
千九百九十三年六月二十五日に日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するスリランカ民主社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間の借款契約による債務	ＳＬ－Ｐ３３	三三三、〇八二、〇〇〇円	一七二、九八二、七一四円	六、七三五、六七〇円	五一二、八〇〇、三八四円

(2)　債務の総額は、三千六百九十四億五千三百七十一万八千八百八十三円（三六九、四五三、七一八、八八三円）になる。

(3)　(2)に規定する総額及びこの書簡の付表については、スリランカ民主社会主義共和国政府の関係当局、ＡＡＳ及びＪＩＣＡが行う最終的な照合の後に、日本国政府及びスリランカ民主社会主義共和国政府の関係当局間の相互の同意により修正することができる。

3　債務繰延べの条件は、スリランカ民主社会主義共和国政府又はＡＡＳとＪＩＣＡとの間で締結される債務繰延契約であって、特に次の原則を含むものにおいて規定される。

(1)　債務の総額は、この書簡の附属書Ⅰに掲げられる支払計画に従い、二千二十八年一月五日に始まる三十回の半年賦払によって支払われる。

(2)　債務に対して二千二十三年一月一日から適用される利子率は、スリランカ民主社会主義共和国政府に対しては年〇・九六パーセント、ＡＡＳに対しては年〇・一八パーセントとする。

(3)　二千二十三年一月一日から二千二十三年十二月三十一日までの間（両日を含む。）に生じた利子は、二千二十五年七月五日に支払われる。

(4)　二千二十四年一月一日以降に生ずる利子は、この書簡の附属書Ⅱに掲げられる支払計画に従い、二千二十五年七月五日に始まる三十五回の均等半年賦払によって支払われるものとする。

4　了解覚書がそのⅣ2に従って終了する場合には、債務の残額が直ちに支払われること及び当該残額に対して年五パーセントの率の遅延利子が関連する支払期日から支払の日まで遡及して課されることが了解される。

5　両政府は、この了解から又はこれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びスリランカ民主社会主義共和国政府に代わって前記の了解を確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千二十五年三月七日にコロンボで

スリランカ民主社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　磯俣秋男

スリランカ民主社会主義共和国財務・計画・経済開発省次官
カナカラトゥナ・ムディヤンセラゲ・マヒンダ・シリワルダナ殿